大切な調査です。ご協力お願いいたします。

国立市 ジェンダー平等に関する市民意識調査

令和5(2023)年4月



設問数 19 問 所要時間 10~15 分

回答期限 令和5(2023)年 5月23日(火) まで

調査に関するお問い合わせ先

国立市 政策経営部 市長室 平和・人権・ダイバーシティ推進係 〒186-8501 国立市富士見台2-47-1 IEL042-576-2111 (内線256) (平日 午前8時30分~午後5時) メール sec_diversity@city.kunitachi.lg.jp 国立市では、「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画(平成28(2016)年度~令和5(2023) 年度)」に基づき、ジェンダー平等の推進に関する施策を行っています。

次期計画(令和6(2024)年度~)の策定にあたって、ジェンダー平等に関する皆様のご意見を施策に反映するための調査を行います。前回の調査(令和元(2019)年)では、パートナーシップ制度(※)の導入に関するご意見をお聞きし、その結果を制度策定にも活用しました。

大切な調査ですので、お答えが難しい設問を除き、すべての設問への回答にご協力ください。

令和5(2023)年4月 国 立 市

※「パートナーシップ制度」については、アページをご覧ください。

調査についてのご案内

- ① 調査は<u>無記名</u>です。結果は統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。 (返信用封筒に記載の番号・バーコードや、インターネット回答用の URL は、全員に共通の ものであり、お一人ずつに割り当てたものではありません。)
- ② 調査対象として、国立市在住の18歳以上の方から無作為に3,000名を抽出しています。
- ③ 封筒の宛名の方<u>ご本人が回答してください</u>。 (封筒の宛名の方が回答できない場合には、ご家族の方などが代わりに回答してください。 その場合は、回答される方自身のことについて、回答してください。)
- ④ 下記【回答方法】を参照して、郵送またはインターネットで回答してください。
- ⑤ 設問の回答が「その他」にあてはまる場合には、具体的な内容を記入してください。

	【回答方法】いずれかをお選びください
郵送	調査票に直接ご記入いただき、同封の返信用封筒(<u>切手は不要です。</u>)に入れ、 5月23日(火) までに郵便ポストへ投函してください。
	71、0/120日(人) などに野皮が入し、「交替してくだとい。
インターネット	東京共同電子申請・届出サービス(下記 URL)から、5月23日(火)まで
	に回答してください。(PC・スマートフォン利用可)
	URL: https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=kunigender2023
E152454	←こちらの QR コードからアクセスできます。

問1 あなたの性別は次のうちどれですか。あてはまる番号1つに〇をつけてください。

1. 女性	2. 男性	3. どちらともいえない
-------	-------	--------------

[※]戸籍上の性別と自認する性別が異なる場合は、自認する性別をお答えください。

問2 あなたの年代は次のうちどれですか。あてはまる番号1つに〇をつけてください。

1. 19歳以下	4. 30~34歳	7. 45~49歳	10. 60~64歳	13. 75~79歳
2. 20~24歳	5. 35~39歳	8.50~54歳	11. 65~69歳	14. 80歳以上
3. 25~29歳	6. 40~44歳	9.55~59歳	12. 70~74歳	

問3 あなたの同居家族について、あてはまる番号すべてに〇をつけてください。

- 1. 同居家族はいない
- 2. 配偶者(法律婚)がいる
- 3. 異性のパートナー(事実婚)がいる
- 4. 同性のパートナーがいる

- 5. 未就学の子どもがいる
- 6.小学生以上18歳未満の子どもがいる
- 7. 自分の親または配偶者・パートナーの親がいる
- 8. どれにもあてはまらない

問4 あなたは国立市に何年お住まいですか。あてはまる番号1つにOをつけてください。

1. 1年未満	3.3年以上~5年未満	5. 10年以上~20年未満
2. 1年以上~3年未満	4. 5年以上~10年未満	6. 20年以上

問5 以下の施設等について、あなたの利用(訪問)頻度をおたずねします。それぞれについて、あてはまる番号に<u>1つずつ〇</u>をつけてください。

	週に1回以上	月に1回以上	年に1回以上	年に1回未満
ア. 国立市役所 (富士見台2丁目)	1	2	3	4
イ. 国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ (北1丁目)	1	2	3	4
ウ. くにたち福祉会館 (富士見台2丁目)	1	2	3	4
工. 国立市公民館 (中1丁目)	1	2	3	4
才. 旧国立駅舎 (東1丁目)	1	2	3	4
力. 国立駅 (JR中央線)	1	2	3	4
キ. 谷保駅 (JR南武線)	1	2	3	4
ク. 矢川駅 (JR南武線)	1	2	3	4

[※]カ~クの駅利用は通勤・通学を含みます。

^{※「}異性」「同性」は戸籍上の性別を指します。

問6 あなたは現在、次のような分野で女性と男性の地位が平等になっていると思いますか。それ ぞれについて、あてはまる番号に1つずつOをつけてください。

	ま常に優遇 男性の方が	されている どちらかと	ている平等になっ	されている どちらかと	されている 女性の方が	わからない
ア. 家庭生活	1	2	3	4	5	6
イ. 学校教育	1	2	3	4	5	6
ウ. 自治会やNPOなどの地域活動の場	1	2	3	4	5	6
工. 職場	1	2	3	4	5	6
オ. 社会通念・習慣・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
力. 政治	1	2	3	4	5	6
キ. 法律や制度	1	2	3	4	5	6
ク. 全体として	1	2	3	4	5	6

問7 次のことについて、あなたの考えに最も近いものの番号に<u>1つずつ〇</u>をつけてください。

	そう思う	えばそう思うどちらかとい	ない どちらかとい	そう思わない	わからない
ア. 男は男らしく、女は女らしくあるべきだ	1	2	3	4	5
イ. 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ	1	2	3	4	5
ウ. 男女が一緒に暮らすのであれば結婚すべきだ	1	2	3	4	5
エ. 夫婦は別姓(名字を別にすること)を選択できるべきだ	1	2	3	4	5
オ. 同性カップルの法的な結婚を認めるべきだ	1	2	3	4	5

問8 国立市では、審議会(※)の委員における男女比の数値目標を「男女ともに30%以上」とし ています。この数値目標についてあなたの意見に最も近い番号<u>1つに〇</u>をつけてください。

1. 現状の数値目標(30%以上)のままでいい

3. 数値目標は必要ない

2. 現状より高く(40%以上など)設定すべき 4. わからない

※審議会:専門的知見や市民の視点を市の施策に反映させるために、有識者や公募市民等で構成される会議体。

参考(国立市、東京都、近隣市における審議会等女性委員の登用状況)

	目標値	目標年度	現状(令和4(2022)年4月1日)
国立市	30%以上	令和5(2023)年度	30.3%
東京都	40%以上	令和4(2022)年度	35.8%
立川市	35%以上	令和6(2024)年度	29.7%
府中市	40%以上	令和6(2024)年度	34.0%
日野市	40%以上	令和7(2025)年度	30.7%
国分寺市	40%以上	令和5(2023)年度	38.4%

問9 あなたは<u>直近3年以内</u>に、以下のことについて、困難な問題を抱えたことがありましたか。 それぞれについて、あてはまる番号に1つずつ〇をつけてください。

	相談した)	相談しなかった)	多少ある	ない
ア. 経済的状況	1	2	3	4
イ. 子育て	1	2	3	4
ウ. 家族の介護	1	2	3	4
工. 性被害	1	2	3	4
オ.ストーカー被害	1	2	3	4
カ. 配偶者、パートナー、交際相手との人間関係	1	2	3	4
キ. 家族との人間関係(上記「カ.」を除く)	1	2	3	4
ク. 職場の方との人間関係	1	2	3	4
ケ、友人、知人、近隣の方などとの人間関係	1	2	3	4

問10 あなたが困難な問題を抱えたとき、公的な機関に相談するとしたら、以下のことをどの程度 必要に思いますか。それぞれについて、あてはまる番号に1つずつ〇をつけてください。

	大いに必要	ある程度必要	必要ない
ア. 平日の日中だけでなく、夜間や土曜日・日曜日に相談できる	1	2	3
イ. 面談・電話だけでなく、メールで相談できる	1	2	3
ウ. 面談・電話・メールだけでなく、LINE等のSNSで相談できる	1	2	3
エ. 同性の職員に相談できる	1	2	3

[※]国立市などの相談窓口については10ページをご覧ください。

問11 配偶者、パートナー、交際相手間での以下のような暴力について、あなたは今までに、「相手にふるったこと」、または「相手から受けたこと」がありますか。アーオについて、A・Bそれぞれあてはまる番号に1つずつ〇をつけてください。

	Α.	相手にふる	iot	В. 机	手から	受けた
	直近3年以内にあった	(直近3年以内にはなかった)	今までに一度もない	直近3年以内にあった	(直近3年以内にはなかった)	今までに一度もない
ア. 身体的暴力(殴る、蹴る、突き飛ばす、首を絞める、物を投げ付ける、タバコを押し付ける、など)	1	2	3	1	2	3
イ. 精神的暴力 (怒鳴る、無視する、脅迫する、殴る ふりをする、「誰のおかげで生活できるのか」など と言う、など)	1	2	3	1	2	3
ウ. 性的暴力(性行為を強要する、見たくないのにポルノビデオを見せる、避妊に協力しない、中絶を強要する、など)	1	2	3	1	2	3
エ. 経済的暴力(生活費を渡さない、貯金を勝手に使 う、無理な仕事をさせる、外で働くことを妨害す る、など)	1	2	3	1	2	3
オ. 社会的暴力(交友関係や電話・郵便物・メールの 内容を監視する、外出や親族・友人との付き合い を制限する、など)	1	2	3	1	2	3

[問11のB]で[1または2](配偶者、パートナー、交際相手から暴力を受けたことがある)と回答した方におたずねします

問11-1 暴力を受けたとき、どなたかに相談をしましたか。あてはまる番号<u>すべてに〇</u>をつけてください。

1. 相談しなかった(できなかった)	7. 弁護士・法テラス
2. 家族・親戚	8.医師・カウンセラー
3. 友人・知人	9. 民間支援団体
4. 警察	10. その他
5. 国立市の相談窓口	〔具体的に: 〕
6. 国や自治体の相談窓口(国立市以外)	

※国立市などの相談窓口については10ページをご覧ください。

[問11-1] で [1] (相談しなかった (できなかった)) と回答した方におたずねします

問11-2 その理由として、あてはまる番号<u>すべてに〇</u>をつけてください。

- 1. 相談するほどのことではないと思ったから
- 2. 相談する人がいなかったから
- 3. どこに相談してよいのか分からなかったから
- 4. 相談しても解決しないと思ったから
- 5. 自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから
- 6. 自分にも悪いところがあると思ったから
- 7. 相談したことが分かると、自分や家族に危害が及ぶと思ったから
- 8. その他

〔具体的に:

問12 配偶者、パートナー、交際相手から暴力を受けたときに相談できる機関として、ご存じのもの はありますか。あてはまる番号<u>すべてに〇</u>をつけてください。

1. 相談できる機関を知らない

2. 国立市の相談窓口

3. 東京都・国の相談窓口

4. 警察

5. 弁護士・法テラス

6. 民間支援団体

7. その他

〔具体的に:

※国立市などの相談窓口については10ページをご覧ください。

問13 以下の語句の意味や内容を知っていますか。それぞれについて、あてはまる番号に<u>1つずつ</u> 〇をつけてください。

	意味や内容を知	は知らないは知らないとはあ	はじめて聞いた
ア. SOGI (ソジ)	1	2	3
1. LGBT	1	2	3
ウ. アウティング	1	2	3
エ、パートナーシップ制度	1	2	3
オ. SRHR(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ)	1	2	3
力. 包括的性教育	1	2	3
キ. 国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例	1	2	3
ク. 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例	1	2	3
ケ、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	1	2	3

○語句の解説

SOGI(ソジ)

Sexual Orientation (性的指向)、Gender Identity (性自認) の頭文字をとった、多様な性のあり方を表す言葉。

- ・性的指向:異性愛、同性愛、両性愛など、恋愛や性愛の対象がどの性であるかを示す概念。
- ・性 自 認:身体的特徴による性別の区分によらず、自分自身の性をどのように認識しているかを示す概念。

LGBT

Lesbian(レズビアン: 女性同性愛者)、Gay(ゲイ: 男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル: 両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー: 身体的特徴により出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認を持つ人)の頭文字から、非典型的とされる性的指向・性自認を持つ人の総称を示す言葉。LGBTQ+、セクシュアル・マイノリティとも言う。

アウティング

他人の性的指向や性自認等を、本人の意思に反して暴露すること。

パートナーシップ制度

LGBT や事実婚等のカップルを対象に相互の関係を自治体が証明する制度。平成27 (2015) 年に全国で初めて渋谷区と世田谷区で導入された。国立市は令和3 (2021) 年に、全国で初めて市内在勤・在学者も対象とする制度を導入した。

SRHR(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ)

性と生殖に関する健康と権利。子どもを持つか持たないか、どのような性生活を送るかなどについて、十分な情報が得られ、心身の健康を確保した上で、誰かに強制されることなく自分で決定できること。

包括的性教育

身体や生殖の仕組みだけでなく、人権尊重、SOGI、SRHR、性暴力防止など、幅広いテーマを包括的に扱う性教育。国際的な指針に準拠して行われるものであり、国内での推進を求める声もあがっている。

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例

平成30 (2018) 年施行。すべての人が、性別、性的指向、性自認等にかかわらず、自分らしく地域で暮らすことができる社会を目指す条例。全国で初めてアウティングについて規定した。

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

平成31 (2019) 年施行。「ソーシャル・インクルージョン」(すべての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合い共に生きること) を理念とした、市のあらゆる施策の根幹となる基本条例。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6 (2024) 年施行予定。性被害や生活困窮、家庭環境などの、困難な問題を抱える女性を支援するための新法。売春防止法を根拠とした従来の支援から脱却し、人権や福祉の視点による支援の枠組に転換する。

問14	あなたの身近な方にLGBTの方(そうであるとあなたが知っている方)は	いますか。	あて
Id	はまる番号 <u>すべてに〇</u> をつけてください。		

1. 家族	5. 近隣の方
2. 親戚	6. そのほかの身近な方
3. 友人・知人	7. 身近にはいない (知らない)
4. 職場の方	8. 自分自身がLGBTの当事者である

[※]ここでLGBTとは非典型的とされる性的指向・性自認の方(セクシュアル・マイノリティ)を言います。

問15 「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に基づく以下の取組み等について知っていますか。それぞれについて、あてはまる番号に1つずつ〇をつけてください。

	知っている	知らない
ア. 性別、性的指向、性自認に関する差別や人権侵害を禁じている	1	2
イ. アウティングを禁じている	1	2
ウ. ジェンダー平等に関する市の施策への苦情等の申出制度がある	1	2
エ. LGBTや事実婚等の方を対象とした、パートナーシップ制度を実施している	1	2

問16 国立市のジェンダー平等推進拠点「くにたち男女平等参画ステーション・パラソル」に関する以下のことについて知っていますか。それぞれについて、あてはまる番号に<u>1つずつ〇</u>をつけてください。

	知っている	知らない
ア. 「くにたち男女平等参画ステーション・パラソル」があること	1	2
イ. 性別を問わずどなたでも相談できる窓口を設けていること	1	2
ウ. 性的指向・性自認に関する「SOGI相談」の窓口を設けていること	1	2
エ. ジェンダー平等に関する情報誌を発行していること	1	2
オ. 性や生きかたに関する交流会「ふらっと!しゃべり場」を開催していること	1	2

^{※「}くにたち男女平等参画ステーション・パラソル」について、詳しくは10ページをご覧ください。

問17 「くにたち男女平等参画ステーション・パラソル」について、直近<u>3年以内</u>に以下の利用をしたことがありますか。それぞれについて、あてはまる番号1つに〇をつけてください。

	ある 回以上	あ 1 る 2 回	ない
ア. 講座や交流会に参加した	1	2	3
イ. 常設相談や専門相談を利用した	1	2	3
ウ、情報誌を読んだ	1	2	3
エ、展示を見た	1	2	3

国立市のジェンダー平等に関する施策などについて、ご意見を自由にお書きください

日頃、ジェンダー平等について感じていること、困っていること、国立市に希望すること、今

後期待するイベント、今回の調査のことなどについて、ご自由にお書きください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

ご記入後のアンケートは返信用封筒に入れ、5月23日(火)までに投函してください。 (このアンケートや封筒には、お名前やご住所を記入しないでください。)

国立市の相談窓口

困ったことや悩みごとがあったら一人で抱え込まずに、小さなことでもお気軽にご相談ください。

● **くにたち女性ホットライン**(DV、生活、人間関係など) 042-576-2127(平日:午前8時30分~午後5時/年末年始除く)

● 夜間・休日女性相談

070-2632-1078 (月水金:午後7時~午後10時/土日祝:午後5時~午後10時)/年末年始除く) ※受付は終了時間の15分前まで

■ 福祉総合相談ふくふく窓口(生活・福祉に関する困りごと) 042-572-2111(平日:午前8時30分~午後5時15分/年末年始除く)

● **くにたち子育てサポート窓口**(妊娠・出産・子育てなど) 042-576-2111 (内線168) (平日:午前8時30分~午後5時/年末年始除く)

くにたち男女平等参画ステーション・パラソルについて

常設の「生きかた相談」や「専門相談」を開設しています。性別を問わずどなたでもご利用いただけます。

● 生きかた相談(暮らしの中で抱える様々な悩み) 042-501-6996(平日:午前10時~午後6時/土日祝:午前9時~午後4時/水曜日・年末年始除く)

● 専門相談(内容/相談員)

・法律相談(離婚、ハラスメントなど/弁護士)

みらいのたね相談(就業など/キャリアカウンセラー)

・悩みごと相談(家庭、人間関係など/心理カウンセラー)

SOG I 相談(性的指向、性自認など/専門相談員)

※専門相談は予約が必要です。日時等はホームページをご覧ください。

そのほか、交流座談会「ふらっと!しゃべり場」や各種講座、情報誌の 発行、展示などを行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

【パラソルホームページ】

場 所:国立市北1-14-1 国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内(JR中央線高架下)

電 話:042-501-6990(平日:午前10時~午後7時/土日祝:午前9時~午後5時/水曜日・年末年始除く)

メール: info@kuni-sta.com

配偶者間の暴力(DV)等についての相談窓口

DVは心身への危害・危険があるだけでなく、無力感やPTSDなど将来にも影響が起こりえます。 DVではないかと感じたら、迷わずにご相談ください。

● くにたち女性ホットライン(国立市役所)

042-576-2127 (平日:午前8時30分~午後5時/年末年始を除く)

● 東京都女性相談センター多摩支所

042-522-4232 (平日:午前9時~午後4時/年末年始を除く)

03-5261-3110 (平日:午後4時~午後9時/土日祝・年末年始:午前9時~午後5時)

03-5261-3911 (上記時間外の緊急時)

● 東京ウィメンズプラザ(DV専門相談)

03-5467-1721 (毎日:午前9時~午後9時/年末年始を除く)

● 東京ウィメンズプラザ(男性のための悩み相談)

03-3400-5313 (月水木:午後5時~午後8時/土:午後2時~午後5時/祝日・年末年始を除く)

● 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(性暴力救援ダイヤルNaNa) #8891 (24時間受付/フリーダイヤル)

● 内閣府 D V 相談 十

0120-279-889 (24時間受付/メール・チャット相談もあります)

● 立川警察署 生活安全課 防犯係 生活安全相談

042-527-0110 (平日:午前8時30分~午後5時15分) ※緊急の場合は110番(毎日24時間)